

## 平成31年度入札契約制度の改正について

平成30年12月17日

### 1 解体工事業の格付け

解体工事における適正な施工等の確保を目的に、建設業法が改正（平成26年6月4日公布、平成28年6月1日施行）され、「とび・土工・コンクリート工事業」から「工作物の解体」が分離されて、建設業の許可業種に「解体工事業」が新設されました。

経過措置により、本市では施行の日から3年間は解体工事業の許可を受けずに解体工事の入札に参加できる取扱いとしており、経過措置終了後の平成31年6月から、他業種同様に解体工事業にも格付けを行います。（別表1）

また、解体工事の格付けの新設に伴い、競争性の確保等を目的に、解体工事における許容価格別入札参加エリアを一部見直します。（別表2）

### 2 建設コンサルタント業務等における最低制限価格制度対象業務の拡大

土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下、「建設コンサルタント業務等」といいます。）におけるダンピング受注の防止対策として、最低制限価格制度対象業務を許容価格5,000万円未満（現行：2,500万円未満）まで拡大します。

この改正に伴い、低入札価格調査対象業務は許容価格5,000万円以上（現行：2,500万円以上）となり、また低入札価格調査基準価格未満で入札し、履行中等の者が参加できない入札についても、同様となります。

なお、平成31年4月1日以降に公告する建設コンサルタント業務等を対象とします。

### 3 小修繕業者登録制度の継続

現在試行中（平成30年度末まで）の小修繕業者登録制度について、再度2年間継続します。

なお、本制度継続と併せて申請書について、平成31年3月31日までの小修繕業者名簿に登載されている者は、郵送での提出を認めることとします。また、申請手続きの簡素化を図るため、申請書の一部を見直すこととします。

この改正についての問い合わせ先は、次のとおりです。

岡山市財政局財務部契約課  
TEL(086)803-1195  
FAX(086)803-1736  
E-mail:keiyaku@city.okayama.lg.jp

(別表1) 解体工事格付け表

(単位千円)

等級	解体工事	
	総合数値	発注の基準となる金額
特A上	1060点以上	80,000以上
特A下	1060点未満 920点以上	400,000未満※ 300,000以上
		300,000未満 40,000以上
A	920点未満 770点以上	200,000未満※ 100,000以上
		100,000未満 15,000以上
B	770点未満 670点以上	80,000未満
C	670点未満	40,000未満

注：※印の金額帯については、ISO9000シリーズ認証取得者に限る。

(別表2) 許容価格別入札参加エリア

変更する箇所のみ抜粋

<変更前>

対象工事の 許容価格	参加できる者	
	等級	営業所の属するエリア (第2・第3格付)
6千万円以上 8千万円未満	B	小エリア
4千万円以上 6千万円未満	B	中学校区
1千5百万円以上 4千万円未満	B	中学校区
	C	
4百万円以上 1千5百万円未満	B	中学校区
	C	
4百万円未満	C	中学校区

<変更後>

対象工事の 許容価格	参加できる者	
	等級	営業所の属するエリア (第2・第3格付)
6千万円以上 8千万円未満	B	中エリア
4千万円以上 6千万円未満	B	小エリア
1千5百万円以上 4千万円未満	B	小エリア
	C	
1千5百万円未満	B	小エリア
	C	※第1格付は全市エ リア

### 解体工事入札参加エリア（変更後）

対象工事の許容価格	参加できる者		
	等級	営業所の属するエリア等	
1500万SDR以上	公告で定める者	公告で定める者	
20億円以上1500万SDR未満	特A上	準市内業者及び市内業者	
15億円以上20億円未満	特A上	準市内業者及び市内業者 (特A下※はJ V工事に限る。)	
	特A下※		
13億3千万円以上15億円未満	特A上	準市内業者及び市内業者	
10億円以上13億3千万円未満	特A上	準市内業者及び市内業者 (特A下※はJ V工事に限る。)	
	特A下※		
8億円以上10億円未満	特A上	従業員数10人以上の準市内業者及び市内業者 (特A下はJ V工事に限る。)	
	特A下		
6億6千万円以上8億円未満	特A上	市内業者（全市エリア） (特A下はJ V工事に限る。)	
	特A下		
5億円以上6億6千万円未満	特A上	市内業者（全市エリア） (特A下, A※はJ V工事に限る。)	
	特A下		
	A※		
4億円以上5億円未満	特A上	市内業者（全市エリア）	
3億円以上4億円未満	特A上	市内業者（全市エリア）	
	特A下※		
2億円以上3億円未満	特A上	市内業者（全市エリア）	
	特A下		
1億円以上2億円未満	特A上	市内業者（全市エリア）	
	特A下		
	A※		
8千万円以上1億円未満	特A上	第1格付	市内業者（全市エリア）
	特A下 A	第2又は第3格付	
6千万円以上8千万円未満	特A下	第1格付	市内業者（全市エリア）
		第2又は第3格付	

	A	第1格付	市内業者（全市エリア）	
		第2又は第3格付	市内業者（大エリア）（中区，東区は中区・東区エリア）	
	B	第1格付	市内業者（全市エリア）	
		第2又は第3格付	市内業者（ <b>中エリア</b> ）	
4千万円以上6千万円未満	特A下	第1格付	市内業者（全市エリア）	
		第2又は第3格付		
	A	第1格付	市内業者（全市エリア）	
		第2又は第3格付	市内業者（大エリア）（中区，東区は中区・東区エリア）	
	B	第1格付	市内業者（全市エリア）	
		第2又は第3格付	市内業者（ <b>小エリア</b> ）	
1千5百万円以上4千万円未満	A	第1格付	市内業者（全市エリア）	
		第2又は第3格付	市内業者（中エリア）	
	B・C	第1格付	市内業者（全市エリア）	
		第2又は第3格付	市内業者（ <b>小エリア</b> ）	
	<b>1千5百万円未満</b>	<b>B・C</b>	<b>第1格付</b>	<b>市内業者（全市エリア）</b>
			<b>第2又は第3格付</b>	<b>市内業者（小エリア）</b>

注1：「第1格付」は第1格付業種が**解体**の者を示し，「第2又は第3格付」は土木又は建築が第1格付業種で，**解体**が第2又は第3格付業種の者を示す。許容価格1億円以上10億円未満の第2又は第3格付の者のエリアは，第1格付が**解体**の者と同じとする。許容価格10億円以上については，格付順位は問わない。

注2：※印の等級については，解体工事の施工に関するISO9000シリーズ認証取得者に限る。

注3：第2条第5号に規定する従業員数50人以上の準市内業者は，上表中の市内業者とみなす。